

2026年2月8日

柏楽園町会 執行部

ふるさと会館利用料金の改定と 利用申し込み方法の変更

1. 利用料金の変更

(1) 現状の課題

①利用者が減り、利用料の収入が減っており、修繕費や光熱費の負担が大きい。

町会員も減少しており、(R5年度865世帯⇒R7年度831世帯)町会費も減少。

	H30年度	R5年度	R6年度		
利用件数	968	816	737	▲ 231	
利用者数	7,635	4,896	4,590	▲ 3,045	
使用料	482,500	408,000	368,500	▲ 114,000	
町会補助	200,000	250,000	250,000	50,000	
収入計	682,500	658,000	618,500	▲ 64,000	前期繰越含まず
支出計	569,429	528,468	537,689	▲ 31,740	積立金含まず
収支	113,071	129,532	80,811		

②「柏楽園ふるさと会館管理運営規約」通りに運用されていない部分がある。

第5条第5項 町会員の使用を原則とする。

第8条第2項 塾活動、宗教活動及び政治活動は原則として、使用を認めない。

(2) 変更後の料金

①町会登録団体	②会員スポット	③非会員スポット
800円	1,000円	2,000円

①町会登録団体とは

代表者が町会員で、メンバーの7割以上が町会員の団体であり、非営利目的で利用する団体が、「ふるさと会館登録書」を町会に提出し、町会に登録を許可された団体のこと。

②会員スポットとは

代表者が町会員で、メンバーの7割以上が町会員である団体、グループが不定期で利用する場合のこと。

※営利目的、受講料が発生するセミナーやサークルは非会員スポットと同料金とします。

(3) 新料金適用時期

4月利用分から

2. 申し込み方法の変更

5月以降、新規で申し込む分からホームページからの Web 申し込みとします。

鍵の受け渡しは利用者に個別に案内をします。

移行期間:4月中の申し込み(6月利用分まで)については従来通りの申し込み方法とし、申込先は執行部とします。

3. 利用登録の申請について

2月8日(土)から随時受け付けます。

3月中に登録をした団体は4月の利用から適用します。それ以降は許可された翌月の利用から料金が適用されます。

以上